

令和5年

第3回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年3月27日 午後2時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(11番大平 泰弘委員、12番原澤 眞委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 10 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 第5号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程 12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 13 第6号議案 事務局の任免について
- 日程 14 その他

○令和5年4月25日(火)

・第4回農業委員会総会 9:00~

【大和庁舎：旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	宮下 悠紀
農地係主事	田村 萌		

(会長、議長席に着く)

(14時00分開会)

議長 令和5年第3回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は、農業委員が19名、推進委員が24名で合計43名の出席ですので総会は成立します。

**日程1 会期の決定について**

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

**日程2 会議録署名委員の指名について**

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、11番大平泰弘委員、12番原澤真委員にお願いいたします。

**日程3 諸般の報告**

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。推進委員9番青木悦夫委員。

推9番青木委員 農業者年金加入推進対策会議についてご報告いたします。

3月6日に市役所北分館301研修室にて、新潟県農業会議、JA担当者、農業委員長、各農業者年金加入推進部長、事務局の計8名で今年度の活動報告と来年度の活動計画について話し合われました。今年度の加入者はいらっしゃいませんでしたが、皆様から農業者年金にご興味のある方を紹介していただくなど多くのご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。来年度の市の加入目標は3名と決まりましたので、引き続き皆様方からの加入推進をお願いいたします。以上です。

議長

ただいまの青木委員の報告について、質問はございますでしょうか。

(質問、意見なしの声)

無いようですので、青木委員ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。農業委員15番井上委員。

15番井上委員

幹事会より3月9日、10日に行われました管外施設研修についてご報告いたします。

1日目は農研機構と東洋ライス埼玉工場の見学、2日目は道の駅川場田園プラザの見学を行い、2日とも有意義な研修となりました。

しかしながら、今回の研修では農業委員と推進委員合わせて43人のうち、14名の方が欠席されました。

欠席の理由を拝見しましたところ、やむを得ない理由で欠席される方もいらっしゃいましたが、中には「仕事が休めない」などの理由で欠席されている方もおられました。

私もそうですが、出席された委員の皆様にも仕事がありますし、いろいろな事情もあります。ですが、今回の研修は市からも税金の中から補助が出ている公務ですので、次回以降は全員から出席していただけますようお願いいたします。

もう一点です。これは次回以降の幹事会の方に参考にしていただきたいことです。

今回の研修では1日目に都市部の施設を2か所見学した

のですが、都市部の交通量が多かったために施設1か所当たりの見学時間が短くなってしまいました。特に農研機構については、もう少しじっくり見学をしていただきたかったので、反省をいたしております。ですから、場所にもよりけりではありますが、1日当たりに見学するのは1か所程度の方が見学する時間に余裕が生まれてよかったのではないかと考えております。来年度の幹事会の皆様におかれましては、そういった点も考慮していただきますようお願いいたします。以上です。

議長

ただいまの井上委員の報告について、質問はございますでしょうか。

(質問、意見なしの声)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。無いようでしたら私の方から1点ご報告をいたします。

3月22日に新潟市の東映ホテルで第133回新潟県農業会議の通常総会及び臨時の理事会が行われました。

通常総会では、令和4年度の決算報告ならびに令和5年度の計画の承認を行いました。臨時の理事会については、長岡市の高橋会長の退任にともなう理事の補選が行われ、新たに出雲崎町の内藤会長が理事に就任されましたので、この場でご報告させていただきます。以上です。

ほかにございますでしょうか。無いようですので、諸般の報告を終了させていただきます。

**日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について**

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降3件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
5ページをご覧ください。こちらは49件です。

1番、2番はJ A仲介の農地の解約です。

1番、2番、浦佐の田1筆で、土地所有者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、4番はJ A仲介の農地の解約です。

3番、4番、浦佐の田1筆で、土地所有者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、今町の田1筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

6番、茗荷沢新田の田1筆で、耕作者高齢による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

7番、山崎の畑1筆で、耕作者高齢による解約です。解約後の予定は未定です。

8番、雷土の田3筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

9番、長崎の畑2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

10番から12番は賃借人が同じになります。

10番、岡の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

11番、妙音寺の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

12番、妙音寺の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

13番、五日町の田2筆で、第三者との売買のための解約です。一部の農地については後ほど5条申請があがってきます。また、残りの農地については、今後3条申請がされる予定です。

14番から43番までは、XXXXXXXXXXが法人としての事業を停止することに伴う解約となります。件数

が多いので内容を要約して説明をさせていただきます。

14番、15番はJ A仲介の農地の解約です。今後別の方に貸し付けられる予定となっております。

16番から19番はJ A仲介の農地の解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

20番から25番までの案件につきましては、今後の貸借の予定は未定となっております。

26番から43番までの案件につきましては、後ほど利用権の設定があがってきます。

44番、上十日町の田2筆で、耕作人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

45番、大木六の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

46番から49番までは賃借人が同じになります。

46番、大沢の畑1筆で、耕作人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

47番、大沢の田2筆で、耕作人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

48番、大沢の田1筆で、耕作人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

49番、大沢の田7筆で、耕作人の都合による解約です。解約後の予定は未定です。

### (3) 使用貸借の解約について

21ページをご覧ください。こちらは1件です。

1番、穴地新田の田1筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

23ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が2件となっています。

1番、宇津野新田、青木新田の田13筆9,388.14㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては2月27日に島田委員さん、西野委員さんをご指名しています。

2番、鰐島の田2筆4,380㎡、売買の申出で、あっせん理由は相続した農地を処分するためです。あっせん委員といたしましては3月1日に井上委員さん、志太委員さんをご指名しています。第2号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第3号報告朗読)

25ページをご覧ください。令和5年2月28日付で新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で

3件となり、すべて賃借権の移転です。表の中ほどに借受人の記載があり、こちらが新たに借受人となる方です。以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なしの声)

無いようですので第3号報告を終了させていただきます。

**日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

27ページをご覧ください。今月の3条申請は17件です。

24番、売買による所有権移転です。茗荷沢の田1筆924㎡です。こちらは譲受人の所有農地と相分けになっている部分です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

25番、売買による所有権移転です。今町の田1筆2,180㎡です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

26番、27番は譲受人が同じ方となります。

26番、売買による所有権移転です。津久野の畑1筆132㎡です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

27番、贈与による所有権移転です。津久野の田畑3筆2,150㎡です。こちらは譲渡人が相続した農地について、管理ができないため借受人へ贈与するものです。なお、26番と27番の農地はいずれも相分け地となっています。申請理由は借入地を取得するためです。贈与税についても確認済みとのことです。

28番、売買による所有権移転です。小栗山の田9筆1,942㎡です。こちらは一部農地が譲受人の所有農地に隣接してい

ます。申請理由は経営規模拡大のためです。

29番、売買による所有権移転です。東泉田の田2筆948㎡です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

30番、贈与による所有権移転です。一村尾の田5筆6,892㎡です。両者は親子の関係です。申請理由は父から農地を譲り受けるためです。贈与税についても確認済みとのことです。

31番、贈与による所有権移転です。中の田6筆2,908.81㎡です。こちらは譲渡人が過去に相続した農地について、財産処分意向が強く、借受人へ贈与するものです。申請理由は借入地を取得するためです。贈与税についても確認済みとのことです。

32番、33番が関連案件でお互いの農地を交換により所有権移転するものです。

32番が雲洞の畑2筆660㎡、33番が雲洞の畑1筆578㎡です。面積はほぼ同じとなっています。申請理由はいずれも農地を交換して利便性を高めるためです。

34番、賃借権の設定で、期間は10年間です。柳古新田の田6筆323.2㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

35番、使用貸借権の設定で、期間は9年間です。芹田の田1筆2,910㎡です。申請理由は農業者年金受給のためです。

36番、37番、38番案件については賃借権の再設定、39番、40番案件については農業者年金受給のための使用貸借の再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員15番井上秀樹委員の除斥を求めます。

(15番井上委員退席)

28ページ 30番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。28 ページ 30 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、30 番案件については原案のとおり承認されました。井上委員の除斥を解きます。

(15 番井上委員着席)

続いて、農業委員 13 番林昭彦委員の除斥を求めます。

(13 番林委員退席)

28 ページ 32、33 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。28 ページ 32、33 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、32、33 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(13 番林委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案は全て承認されました。

**日程 8 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について**

議 長

日程 8 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第 2 号議案朗読)

33 ページをご覧ください。今月の 4 条申請は 2 件です。

2 番、茗荷沢新田の田 2 筆 2,885 m<sup>2</sup>、転用目的は肥育牛舎建設です。資料は 1 - 3 ページです。申請の内容ですが、肥育牛の飼育頭数拡大に伴い牛舎を建設したいというもの

であります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。農業用施設に利用するものであり、建築物の規模、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

3番、早川の畑1筆212㎡、転用目的は墓地用地造成です。資料は4-6ページです。申請の内容ですが、既存の墓地のほかに墓地が必要であり、隣地に墓地を造成したいというものであります。また、不注意により平成17、8年頃に工事を行ったということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。この度、将来的にも墓地として管理していく必要があると考え、転用申請に至りました。

この農地については、第1種、第3種農地以外の生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な墓地に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると考えています。また、墓地設置について関係部署との調整済みであることから、許可相当であると考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請  
について

議長

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

35 ページをご覧ください。今月の5条申請は5件です。

13番、五日町の田1筆528㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については7-9ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、結婚に伴い一般住宅を建築するものであります。

この農地については、水管、下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。住宅の規模、利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

14番、津久野の登記田、現況畑1筆112.18㎡、賃借権の設定で転用目的は精米所建築です。資料については10-12ページです。申請の内容ですが、申請地を転用し、コイン精米所を建築するものであります。また、農地法の手続きが必要であると理解しておらず、平成10年5月にコイン精米所を建設したということで、譲受人より始末書を提出してもらっております。この度、建て替えに伴い専門家に聞いたところ、農地法上の手続きが必要であると判明し、転用申請に至りました。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な精米所に使用するものであり、建築物の規模から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

15番、美佐島の登記田、現況畑1筆167㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築です。資料については13-15ページです。申請の内容ですが、家族が増え、現在の

住居が手狭になってきたことから一般住宅を建築するものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途地域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

16番、吉山新田の田3筆8,894㎡、賃借権の設定で転用目的は陸砂利採取です。資料については16-18ページです。申請の内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年5月1日から令和6年10月31日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

17番、吉山新田の田1筆291.27㎡、賃借権の設定で転用目的は仮設道路建設です。資料については16-18ページです。内容は砂利採取に伴う仮設道路建設のための一時転用の申請で、期間は令和5年5月1日から令和5年9月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取に伴う仮設道路建設のための一時転用であるため許可相当であると考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承

認されました。

議 長

日程 10 第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）について

日程 10 第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第 4 号議案朗読）

37 ページからになります。全部で 215 件です。

172 番、宇津野新田の田 3 筆 2,028 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価については m<sup>2</sup> 当たり 493 円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は 19 ページをご覧ください。

173 番、浦佐の田 4 筆、賃借権の設定で、対価については全部で 3.2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

174 番、一村尾、九日町の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

175 番、名木沢の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

176 番、穴地新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 15,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

177 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

178 番、179 番は譲渡人が同じ方になります。

178 番、大崎、柳古新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,500 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

179 番、柳古新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,500 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

180 番、雷土新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

す。

181 番、雷土の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

182 番、183 番は同じ借受人の方の案件です。

182 番、雷土の登記畑、現況田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 15,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

183 番、雷土、山崎新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

184 番、山崎、茗荷沢の田 35 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。賃借権を設定する法人は新設法人であり、自分の経営する法人に自分の農地を貸し付けるための契約です。申請理由は法人化のためです。

185 番、186 番は同じ借受人の方の案件です。

185 番、茗荷沢新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

186 番、茗荷沢新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

187 番、東泉田の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

188 番、東泉田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

189 番、畔地新田の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

190 番、津久野の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 5,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

191 番、津久野の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 5,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

192 番、193 番は同じ借受人の方の案件です。

192 番、津久野の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a

当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

193 番、津久野の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

194 番、195 番は同じ借受人の方の案件です。

194 番、岡の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

195 番、岡の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

196 番から 200 番は同じ借受人の方の案件です。

196 番、妙音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

197 番、妙音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

198 番、岡、法音寺の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

199 番、妙音寺の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

200 番、妙音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

201 番、長森の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

202 番、寺尾の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は総額 250,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

203 番、寺尾、五日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

204 番、205 番は同じ借受人の方の案件です。

204 番、竹俣新田、片田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

205 番、片田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

206番から226番までは同じ借受人の方の案件です。数が多いので内容を要約して説明させていただきます。

206番、賃借権の設定で、対価は10a当たり24,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

207番から215番、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

216番、賃借権の設定で、対価は10a当たり24,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

217番、218番、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

219番、賃借権の設定で、対価は10a当たり24,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

220番から222番、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

223番、賃借権の設定で、対価は10a当たり24,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

224番から226番、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

227番、塩沢の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

228番、上十日町の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

229番、230番は同じ借受人の方の案件です。

229番、中の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

230番、中の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

231番、232番は同じ借受人の方の案件です。

231番、八竜新田、小杉新田、大木六の田9筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

232番、小杉新田、大木六の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

233番、大木六の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

234 番、吉山新田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

235 番、仙石、舞子の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

236 番、舞子の田、畑 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 21,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

237 番、五郎丸の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

238 番、南田中の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

239 番、君沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

240 番、長崎の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

241 番、穴地新田の田 1 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

242 番、穴地新田の田 1 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

243 番から 261 番までの案件は同じ方の案件です。

243 番から 261 番までの案件は、いずれも賃借権の移転です。こちらについては、184 番案件と関連があり、個人で借り受けている農地の賃借権を新設した法人に移転させるものです。土地所有者は備考欄の通りで、申請理由は法人化のためです。いずれの案件も説明については割愛させていただきます。

262 番、賃借権の移転で、耕作者が経営移譲をするための申請で、後継者へ契約の残存期間を移転させるものです。土地所有者は備考欄のとおりで、申請理由は耕作者経営移譲のためです。

263 番から 386 番までは賃借権の再設定となりますので説明を割愛させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 16 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 16 番高村委員退席)

54 ページ 237 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。54 ページ 237 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、237 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 16 番高村委員着席)

続いて、推進委員 10 番志太要一委員の除斥を求めます。

(推 10 番志太委員退席)

61 ページ 264 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。61 ページ 264 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、264 番案件については原案のとおり承認されました。志太委員の除斥を解きます。

(推 10 番志太委員着席)

続いて、推進委員 20 番桑原義和委員の除斥を求めます。

63 ページ 273 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。63 ページ 273 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、273 番案件については原案の通り承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

続いて、農業委員 17 番中島直樹委員の除斥を求めます。

(17 番中島委員退席)

63 ページ 274 番から 65 ページ 282 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。63 ページ 274 番案件から 65 ページ 282 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、274 番案件から 282 番案件については原案のとおり承認されました。中島委員の除斥を解きます。

(17 番中島委員着席)

続いて、推進委員 14 番山田久雄委員の除斥を求めます。

(推 14 番山田委員退席)

67 ページ 286 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。67 ページ

ジ 286 番案件については原案のとおり承認するにご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、286 番案件については原案のとおり承認  
されました。山田委員の除斥を解きます。

(推 14 番山田委員着席)

続いて、推進委員 13 番櫻井隆委員の除斥を求めます。

(推 13 番櫻井委員退席)

67 ページ 288、289 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません  
か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。67 ペー  
ジ 288、289 番案件については原案のとおり承認するに  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、288、289 番案件については原案のと  
おり承認されました。櫻井委員の除斥を解きます。

(推 13 番櫻井委員着席)

続いて、農業委員 16 番駒形哲也委員の除斥を求めます。

(16 番駒形委員退席)

71 ページ 309、310 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。71 ページ 309、310 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、309、310 番案件については原案のとおり承認されました。駒形委員の除斥を解きます。

(16 番駒形委員着席)

続いて、推進委員 23 番高野作栄喜委員の除斥を求めます。

(推 23 番高野委員退席)

78 ページ 339、340 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。78 ページ 339、340 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、339、340 番案件については原案のとおり承認されました。高野委員の除斥を解きます。

(推 23 番高野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案は全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(15 時 00 分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(15 時 40 分再開)

日程 11 第 5 号議案 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

議 長

日程 11 第 5 号議案 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第 5 号議案朗読)

91 ページをご覧ください。この最適化活動の目標の設定等については、今までは毎年 6 月までに活動計画を設定しておりましたが、3 月までに活動計画を設定するようにと国や県から指示がありましたので、今回、議案としてあげるものです。

まず、農業委員会の状況についてです。令和 5 年 4 月 1 日現在の人数となっております。農地、農家等の概要については農林業センサスに基づいて記載しておりますので変更はありません。耕地面積も同様です。

92 ページに移ります。続いて農地の集積についてですが、管内の農地面積 6,400ha に対する法人、個人の認定農業者、また市の基本構想水準到達者への現状での集積面積は 3,861ha であり、集積率は 60.3%となっております。これに対する目標ですが、地域計画の中で 10 年の内に集積率が 80%となるようにと目標を定めておりますので、それに合わせて数字を入れさせていただきました。今年度に関しては、125ha の農地を集積して、集積率を 62.0%にしたいと思っております。遊休農地の 2.63ha については、昨年の農地パトロールで調査した遊休農地の面積となっております。

93 ページに移りまして、新規参入の実績です。なお、ここで取り扱う新規参入については、親元就農や法人への就職を除いたものとなります。ですので、純粋な新規参入者はなかなかいないというのが現状となっております。また新規参入の促進についての目標ですが、これは新規参入者の数ではなく、集積した面積の 10 分の 1 を新規参入者に貸

付けてもよいかという同意を取る面積になります。50.1ha  
ございますので、前にもご説明したと思いますが、農地を  
貸したいという話を受けたときに、その土地を新規参入者  
に貸付けてもよいかどうかを聞いていただきたいと思います  
です。

それから最適化活動の目標ですが、月7日と設定させて  
いただきました。昨年度は10日と設定しておりましたが、  
これは10日に設定することという国の指針があったからで  
した。ですが、委員全員の活動実績を平均しますと約4.5  
日であり、10日と設定すると2倍近くなってしまいます。  
加えて、県内のほかの農業委員会を見ると7日というところ  
も結構ありましたので、昨年度は10日としましたが、7  
日もよいのではないかということもあり、今年度は7日  
と設定したものであります。

また、強化月間についてですが、年3回設定することと  
いう指示もありますので、その通りに6月、7月、11月と  
強化月間を設けております。

最後に新規参入相談会についてですが、昨年度は貝瀬推  
進委員長に参加していただいた農業会議主催の新規参入チ  
ャレンジフェアが今年度も12月ごろにあると思いますの  
で、推進委員のどなたかに参加していただきたいと思います  
です。以上です。

議 長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なしの声)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません  
か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議  
案 南魚沼市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に  
関する指針」(変更案)については原案のとおり承認するに  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については原案のとおり承認されました。

### 日程12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議長

日程12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

1ページをご覧ください。

3月10日付けで南魚沼市農林課より南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について意見を求める旨、協議書が届いております。

変更事項といたしましては、マスタープランの変更、農用地区域の編入についての協議、農用地区域からの除外についてであります。

2ページをご覧ください。

今回の農業振興地域整備計画の変更理由であります。

見出しの2番目の項目、マスタープランの変更については、区画整理事業の事業計画変更のため事業の概要及び受益面積を変更するものであります。

見出しの3番目の項目、農用地利用計画の変更については、区画整理事業の施工区域内の土地であるため農用地区域に編入するものが1件と住宅、車庫、駐車場用地とするため農用地区域から除外するものが4件であります。

最初にマスタープランの変更ですが、農用地区域の編入と関連がありますので、編入から説明いたします。7ページをお開きください。

4番目の項目の(1)、編入の理由ですが、経営体育成基盤整備事業に参加し、今後も農用地として利用していくことについて、地権者の合意が得られたため農用地区域に編

入するものであります。編入する土地は（２）の編入箇所の概要にあるように吉里地内の２か所の土地で、この土地の面積分が、（３）土地改良事業の実施状況の受益面積に加算されております。

この２か所の土地の農用地区域への編入を受けまして、マスタープランの変更となります。４ページをご覧ください。第２農業生産基盤の整備開発計画の表の中の事業の概要の面積と受益面積に、先ほどの編入される２か所の面積が加算され、それぞれ 68.2ha と 53.5ha に変更されるものであります。８ページからは農用地区域へ編入する土地の位置図、地番図となります。

つづきまして、除外であります。

１件目の除外案件であります。協議書の 13 ページをご覧ください。

開発の目的は一般住宅の建設であります。全体開発面積は田が 453 m<sup>2</sup>、宅地が 122.61 m<sup>2</sup>となっております。14 ページに移りましてアの位置選定経過の中の必要規模に係る説明ですが、住宅、カーポート、雪処理場を確保するため 500 m<sup>2</sup>程度が必要とのこととあります。また選定経過として 11 か所について検討したということとその検討結果が記載してあります。

16 ページ、農振法第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由であります。除外する理由ですが、事業者はアパートに居住しておりますが、子供が生まれ手狭になったことから住宅を必要としており、妻の両親に子供を預かってもらうこと、妻の祖父母と両親の世話をすることを考慮し、妻の実家の近辺で建設する必要があるとのこととあります。

選定の理由ですが、農用地区域外に用地を求めましたが、土地所有者や耕作者の意向から条件を満たす土地を求めることができなかつたため、やむを得ず当該地を選定したものであります。また建築面積や開発予定地の形状から規模は適当であり、周辺の営農や農地の集積に影響を及ぼす恐れはありません。

17 ページは変更箇所詳細図です。①の黒塗りの箇所が開発予定地で、他の番号が振られている箇所は 14 ページにある開発を検討した箇所であります。18 ページ以降は地番

図、位置図、雨水排水系統図、配置図、建物の図面の記載となります。24 ページは開発スケジュールで事業の工程表となっています。25 ページは隣接土地所有者の同意書で 26 ページは土地所有者の貸付同意書であります。

27 ページに移ります。

2 件目の除外案件であります。開発の目的は車庫の建設であります。全体開発面積は畑が 239 m<sup>2</sup>、宅地部分が 60.20 m<sup>2</sup>となっております。28 ページに移りましてアの位置選定経過の中の必要規模に係る説明ですが、車庫を建設し、敷地内に雪処理場を確保するために 300 m<sup>2</sup>程度が必要とのことあります。また位置選定経過として 4 か所について検討したということでその検討結果が記載してあります。

29 ページ、農振法第 13 条第 2 項の要件に係る適合理由であります。除外する理由ですが、事業者の世帯では車を 4 台所有しており、既存の車庫に縦列で 2 台、自宅周辺に 2 台駐車しておりますが、車の入出庫の度に車の移動が必要で、また冬期間は雪のため自宅周辺に駐車場所を確保することが困難なため、車庫の建設を必要としているとのことあります。選定の理由ですが、農用地区域外に用地を求めましたが、土地所有者の意向から条件を満たす土地を求めることができなかつたためやむを得ず当該地を選定したものであります。開発規模については、4 台収容できる車庫を建設し、雪処理場を確保するために必要な面積であります。また当該地は休耕地でもあり、周辺の営農や農地の集積に影響を及ぼす恐れはありません。30 ページは変更箇所詳細図です。①の黒塗りの箇所が開発予定地で、他の番号が振られている箇所は 28 ページにある開発を検討した箇所であります。31 ページ以降は地番図、位置図、雨水排水系統図、配置図、建物の図面の記載となります。37 ページは開発スケジュールで事業の工程表となっています。25 ページは開発予定地の土地所有者の売却同意書で売却の同意は得ているものであります。

39 ページに移ります。

3 件目の除外案件であります。開発の目的はカーポートの建設で全体開発面積は田 96 m<sup>2</sup>です。40 ページに移りましてアの位置選定経過の中の必要規模に係る説明ですが、カ

ーポートを建設し敷地内に雪処理場を確保するために100㎡程度が必要とのことであります。また位置選定経過として4か所について検討したということでその検討結果が記載してあります。

41 ページ、農振法第13条第2項の要件に係る適合理由であります。除外する理由ですが、事業者の世帯では車を4台所有しており、2台は高床式住宅の床下部分に、降雪期以外は建物の両脇に駐車しておりますが、建物の両脇は冬期間、屋根雪の堆雪場となることから駐車場の確保に苦慮しており、自宅付近で駐車場の建設が必要であるとのことです。選定の理由ですが、農用地区域外に用地を求めましたが、耕作者の意向から条件を満たす土地を求めることができなかつたため、やむを得ず当該地を選定したものであります。開発規模については、2台分のカーポートと堆雪場を確保するために必要な面積であり、また自作地でもあるため周辺の営農や農地の集積に影響を及ぼす恐れはありません。42 ページは変更箇所詳細図です。①の黒塗りの箇所が開発予定地で、他の番号が振られている箇所は40 ページにある開発を検討した箇所であります。43 ページ以降は地番図、位置図、雨水排水系統図、配置図、建物の図面の記載となります。48 ページは開発スケジュールで事業の工程表となっています。49 ページは開発予定地の土地所有者の売却同意書で売却の同意は得ているものであります。

50 ページに移ります。

4 件目の除外案件であります。開発の目的は一般住宅の建設で全体開発面積は田 666.34㎡です。51 ページに移りましてアの位置選定経過の中の必要規模に係る説明ですが、建築予定地は不整形地であり、土地全部を有効利用できないため、住宅、カーポートを建設するには700㎡程度必要とのことであります。また位置選定経過としましては、道路と建築予定地の間に当該地が存在しており、当該地しか求められなかつたとのことであります。

52 ページ、農振法第13条第2項の要件に係る適合理由であります。事業者は県道改良工事により住宅を移転する必要がありますが、移転予定地は市道との接道状況が悪く、県道からの乗り入れを必要としております。県道から乗り

入れるためには、当該地を利用するほかなく、他の土地をもって変えることは困難であるとのこと。開発規模について、当該地は不整形地で高低差があり、全部を有効利用できないため建物規模や利用計画から適当であるとのこと。また当該地は休耕地でもあり、周辺の営農や農地の集積に影響を及ぼす恐れはありません。

53 ページは変更箇所詳細図です。54 ページの地番図をご覧ください。当該地の南側の三角の形をしている 1838 番の土地は、先月の総会で 4 条転用許可を受けた土地で、当該地は道路予定地と挟まれる形で存在します。この細く長く残った当該地と転用許可を受けた土地を合わせ、住宅用地として一体利用するというものであります。55 ページ以降は位置図、雨水排水系統図、配置図、建物の図面となります。60 ページは開発スケジュールで事業の工程表であります。61 ページは隣接土地所有者の同意書、62 ページは開発予定地の土地所有者の売却同意書で売却の同意は得ているものであります。以上です。

議 長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なしの声)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第 1 号については原案のとおり承認されました。

日程 13 第 6 号議案 事務局の任免について

日程 13 第 6 号議案 事務局の任免についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第 6 号議案朗読)

95 ページをご覧ください。

免職になるのが主任の阿部洋一、免職年月日は令和 5 年 3 月 31 日です。

続いて任命となるのが主任の上村祐貴、任命年月日は令和 5 年 4 月 1 日です。

いずれも南魚沼市の人事異動によるものです。以上です。

議長

それでは、任免となる方が議場内におられます。阿部主任と上村さんは退席をお願いします。

(異動者 2 名退席)

それでは、第 7 号議案については先ほど古藤局長の説明のとおりですが、この議案につきましては人事案件ですので質疑を行わず、皆さまからご承認を頂戴するということになりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 7 号議案は原案のとおり承認されました。それでは任免職員の除斥を解きます。

(異動者 2 名着席)

ただ今、任免について承認されました。ご挨拶をいただきたいと思いますので、免職となる阿部主任からお願いします。

阿部主任

(退任の挨拶)

	(拍手)
議長	続いて、4月から新しく着任されます上村主任、お願いいたします。
市民課 上村主任	(新任の挨拶)
	(拍手)
議長	上村主任におかれましては1日も早く農業委員会法や規則などを勉強していただいて、即戦力として頑張っていたきたいと思います。よろしく申し上げます。
	<b>日程 14 その他</b>
議長	日程 14 その他についてですが、事務局より説明をお願いします。農業委員 5 番片桐京委員。
5 番片桐委員	<p>食育部会より令和 5 年度の食育出前授業についての報告とご協力をお願いします。</p> <p>食育出前授業の流れについては今までと同じようにぬか釜の炊飯体験、米作りの講話、食育の講話、そしてぬか釜で炊いたご飯でおにぎりを作って試食するという流れになります。</p> <p>ぬか釜での炊飯体験では、子どもたちにもみ殻や着火剤である杉の葉を釜に入れる作業などを体験してもらいます。また、米作りの講話と食育の講話についてはパネル、もしくはパワーポイントを使って説明していきます。対象者は小学校 5 年生で、事務局から今年の 1 月に小学校に意向確認をしたところ、令和 5 年度は大和地域で三用小学校と藪神小学校、六日町地域で北辰小学校と城内小学校、塩沢地域で塩沢小学校の計 5 校から実施したいとの回答がありました。</p> <p>なお、実施時期の希望については、1 校が秋実施、その他の 4 校は未定となっております。4 月以降になりましたら、各学校と打合せをして実施日を決めますので、決まり次第お</p>

知らせをしたいと思います。授業の進行は食育の担当委員だけではなく、その地区の農業委員さん、推進委員さんの全員で担当していただきますのでご協力をお願いします。役割分担等は時期になりましたら打合せをさせていただきますのでよろしくをお願いします。是非皆さんのご協力で意義のある出前授業にしていきたいので、どうぞよろしくをお願いします。以上です。

議長

ただいまの片桐委員の説明について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。ほかにありませんでしょうか。農業委員 15 番井上秀樹委員。

15 番井上委員

幹事会より 2 点報告します。

- ・新型コロナウイルスの対応について
- ・懇親会について

以上です。

議長

ただいまの井上委員の説明について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。ほかにありませんでしょうか。古藤局長。

古藤局長

私の方から 2 点ご報告いたします。

- ・研修旅行の決算について
- ・親睦会費の積立金について

以上です。

議長

他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の総

会はこれで終了させていただきます。

(16時20分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 5月 25日

南魚沼市農業委員会 会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

大 平 泰 弘

---

会 議 録 署 名 委 員

原 澤 眞

---